

会計年度任用職員（地域林業指導員） 募集要項

職種	地域林業指導員
募集予定人数	1人
業務内容	① 森林管理・林業振興政策全般への指導・助言等に関すること ② 林業関係者（林業事業体等）への技術的な指導・助言等に関すること 【変更の範囲】 産業課が定める業務
応募資格	・ 上記「業務内容」の業務ができる方 ・ 森林総合監理士、林業普及指導員、技術士（森林部門）、林業技士、認定森林施業プランナー等の資格を持つか、林野庁の林政アドバイザー研修を受講した方 ・ パソコンの基本操作（ワード・エクセル）ができる方 ・ 普通自動車免許をお持ちの方 ・ 地方公務員法第16条に規定される下記のいずれにも該当しない方（欠格事項） ① 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ② 吉賀町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
任用期間	令和7年1月5日～令和8年3月31日 ※採用後、1か月間は条件付採用期間となります。 ※上記の任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、公募によらず再度任用される可能性があります。 【再度の任用の上限】令和7年度から通算して4回とし、それ以降は公募により選考します。
任用部署	吉賀町役場産業課
勤務場所	吉賀町役場産業課（島根県鹿足郡吉賀町柿木500番地1） 【変更の範囲】 変更なし
勤務日・時間	（1）勤務日：月16日 （2）勤務時間：8時30分から17時15分まで（7時間45分） （3）休憩時間：60分 （4）休日：土、日、国民の休日、年末年始（12月29日から1月3日まで） ※業務の都合により、時間外（休日）勤務を命ずる場合があります。
報酬	日額 11,000円 ※上記の範囲内で、学歴、職歴に応じて決定します。 ※上記の金額は、令和7年4月時点の報酬額であり、給与改定等により変更されることがあります。
期末・勤勉手当	年2回支給（支給要件あり）
諸手当	通勤手当、時間外勤務手当に相当する費用・報酬を支給します。 （規定により支給）

休暇等	年次有給休暇、病気休暇、介護休暇・介護時間、特別休暇、育児休業 ※付与日数や取得要件は勤務条件により異なります。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険（いずれも加入要件あり）
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。 （服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）
福利厚生	一定の要件を満たした場合には、健康診断の対象となります。
公務災害・労災	公務災害補償又は労働災害補償の対象となります。
応募方法	指定の「吉賀町会計年度任用職員 申込書兼履歴書」に必要事項を記入の上、下記まで窓口持参又は郵送してください。 【送付先】 〒699-5301 島根県鹿足郡吉賀町柿木 500 番地 1 吉賀町役場産業課 宛て ※郵送の場合、封筒の表に「会計年度任用職員申込書在中」と朱書きすること
応募期限	郵送、窓口持参ともに 令和7年11月28日（金）17時15分必着
試験内容・日程	作文及び面接試験 試験日程：令和7年12月中旬を予定 ※試験日程等の詳細は、応募期限後にご連絡します。
応募に関する 特記事項	必ず指定の「吉賀町会計年度任用職員 申込書兼履歴書」を使用してください。 いずれか一つの職種に応募できます。複数の職に重複して応募することはできません。 本募集に関して提出された書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。 応募書類に虚偽の記載があった場合及び欠格事由に該当することが判明した場合は、採用を取り消す場合があります。
個人情報の 取扱い	履歴書等の応募書類に記載いただいた個人情報は、選考、任用の他、任用に至った場合は、給与、社会保険、税、福利厚生、公務（通勤）災害・労災、退職、服務、その他人事労務管理に関する事務を目的として利用します。
問合せ先 （応募先）	吉賀町役場産業課 〒699-5301 島根県鹿足郡吉賀町柿木 500 番地 1 電話 (0856) 79-2213

※関係条例、規則等が制定改廃された場合は、上記の取扱いが変更されることがあります。